

事 務 連 絡
平成 31 年 1 月 25 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

医療機関における下水排除基準の遵守について（依頼）

日頃より厚生労働行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成 29 年 11 月に東京都内の透析医療機関において、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に基づく東京都下水道条例（昭和 34 年東京都条例第 89 号）の下水排除基準を著しく逸脱した排水が原因と考えられる下水道管の損傷事例が発生したと東京都下水道局から情報提供がありました。

下水排除基準に適合しない下水は、下水道管の損傷につながるおそれがあります。

つきましては、貴職におかれましては、下水道担当部局及び関係機関とも十分連携の上、管内の透析医療機関に対して、下記について周知徹底をするようお願いします。

なお、透析医療機関における排除基準の遵守については、別添のとおり国土交通省から各都道府県等の下水道管理者に対して事務連絡が発出されておりますので、併せて情報提供いたします。

記

1. 下水道法における基準

下水を下水道に排除する場合には、水素イオン濃度（pH）を 5 を超え 9 未満の範囲に収める必要があること。

なお、具体的基準は地方公共団体の下水道担当部局に問い合わせること。

2. 上記基準の適用対象者

下水道の施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して下水道を使用する者

※ただし、地方公共団体によっては条例等で、一日当たりの排出量が一定水準未満であれば適用除外としている場合がある。

<別添>

透析医療機関の排水による下水道管の損傷について（情報共有）（国土交通省水管理・国土保全局下水道部事務連絡）

<参考>

透析医療機関からの酸性排水による下水道管の損傷事例（東京都下水道局ホームページ）

<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/topics/touseki/index.html>

事 務 連 絡
平成 31 年 1 月 25 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(上記、各地方整備局等経由)
市町村下水道担当課長 殿
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

透析医療機関の排水による下水道管の損傷について (情報共有)

下水道に排除される下水については、下水道施設の保護と放流水の水質確保の面から水質規制が行われており、このうち下水道施設の保護の面から、著しく下水道施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して下水道を使用する者に対して、温度、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、沃素消費量の4項目について、条例により下水道法施行令に示された範囲内で規制されているところです。

今般、東京都下水道局から、都内の透析医療機関における排除基準を著しく逸脱した排水が原因と考えられる下水道管の損傷(腐食によりコンクリート管底部の骨材が露出)が発生したとの情報提供がありました。人工透析装置内部の洗浄には酸性又はアルカリ性の薬品が使用され、その排水は、水素イオン濃度が排除基準に適合しないおそれがあります。

排除基準に適合しない下水に起因する下水道管の損傷は、道路陥没等不測の事態を招きかねず、今後の類似事案の未然防止には、透析医療機関等に対する啓発に加え、必要に応じて監視・指導を行うことが必要と考えられます。

つきましては、貴職におかれましては、都道府県等の衛生主管部局及び関係機関とも十分連携の上、管内の透析医療機関の排水の状況等に留意し、適切な措置を講じられますようお願い致します。

透析医療機関の所在情報等については、「医療機能情報提供制度(医療情報ネット)」(厚生労働省)※等が参考になります。

※https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html

なお、透析医療機関における排除基準の遵守については、別添のとおり厚生労働省から各都道府県等の衛生主管部局に対して事務連絡が発出されておりますので、併せて情報提供致します。

各都道府県におかれましては、貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)にも周知していただきますようお願い致します。